

葉山町広告掲載要綱

(平成18年3月31日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間企業等との協働により新たな財源の確保又は経費の削減等を行い、もって町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、町の資産（以下「資産」という。）を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 町の印刷物

イ 町のホームページ

ウ 広告媒体として活用できる資産で町長が個別に定めるもの

(2) 広告掲載広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人又は法人の名刺広告

(7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載する広告として不相当であると町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(暴力団等の排除)

第4条 葉山町暴力団排除条例（平成24年葉山町条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等（以下「排除対象者」という。）が行う事業等に対しては、広告掲載をしないものとする。

2 町長は、広告掲載の承認を受けようとする者又は承認を受けた者が排除対象者に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して照会を行うことができる。

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料（以下「掲載料」という。）については、印刷物の広告募集に要す

る経費及び近隣自治体などの類似広告の市場価格等を勘案し、決定するものとする。

- 2 広告主は、町長が指定する期日までに、掲載料を納付しなければならない。
- 3 公用封筒等の広告掲載については、第1項の規定にかかわらず、掲載料の納付に替えて、その広告媒体の寄附によりこれを行うことができる。

(広告の募集、承認等)

第6条 広告掲載の募集方法、広告の規格、広告掲載の位置、広告掲載期間及び広告掲載料等は、広告媒体ごとに町長が定める。

- 2 広告掲載を希望する者は、掲載する広告の内容について、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
- 3 町長は、前項の承認を行う際、広告掲載に係る広告の内容、デザイン、形状及び材質等について指示し、広告掲載に必要な条件を付することができる。

(審査機関)

第7条 町長は、新たに広告媒体とするものに関し疑義が生じた事項について審査するため、葉山町広告審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

- 2 審査委員会の委員長は政策財政部長を、委員は総務部長、福祉部長、環境部長、都市経済部長、消防長、議会事務局長及び教育部長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告を掲載しようとするそれぞれの広告媒体を主管する課等(以下、「広告媒体主管部署」という。)の職員を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(広告媒体所管部署の役割)

第9条 広告媒体所管部署の役割は、次のとおりとする。

- (1) 各広告媒体に係る広告事業の募集要項の作成に関すること。
- (2) 広告主の募集及び申込みに関すること。
- (3) 広告内容の審査及び広告掲載に関すること。
- (4) 広告事業による収入に関すること。
- (5) 行政財産の目的外使用に関する手続きに関すること。

(政策財政部政策課の役割)

第10条 政策財政部政策課の役割は、次のとおりとする。

- (1) 広告媒体所管部署への助言及び情報提供に関すること。
- (2) 葉山町広告掲載基準に関すること。
- (3) 審査委員会の庶務に関すること。

(広告掲載の取り消し)

第11条 町長は、広告主が期日までに広告料を納付しないときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

2 広告主が、第6条第3項の規定により付した条件に違反している場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

3 町長は、広告を掲載した後に当該広告を掲載することが適当でないと判断したときは、当該広告掲載物を破棄又は当該広告に係る部分をシール等で覆い使用することができる。

4 町長は、前項の規定により必要な措置を講じるためにかかる経費は、広告主に負担させることができるものとする。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき、権利処理が完了していることを町長に対して保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第13条 この要綱に疑義があるとき、またはこの要綱に定めのない事項については、別に協議のうえ定めるものとする。

2 この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。